

長野県公衆衛生専門学校運営協議会規程

(目的)

第1 長野県公衆衛生専門学校の運営について、地域のニーズ及び時代の変化等に即応し、効率的且つ効果的な学校運営が図られるよう協議し、学校教育や学習指導の充実、円滑な校務の遂行のため、長野県公衆衛生専門学校運営協議会（以下「協議会」という。）の内容に関して必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2 協議会は、次の各号に掲げる事項について審議し、及び校長に対して助言又は提言を行うものとする。

- (1) 本校の教育上の目的の達成に関する事項。
- (2) 本校の教育活動の状況について本校が行う点検・評価に関する事項。
- (3) その他本校の運営に関する事項。

(組織)

第3 協議会は、本校の教職員以外の者で次の各号に掲げる者のうちから校長が委嘱する委員若干名をもって組織する。

- (1) 学校を支援する団体の関係者
- (2) 地方公共団体の関係者
- (3) 学生の保護者
- (4) 本校の卒業生及び同窓会の関係者

(任期)

第4 委員の任期は、3年とする。補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(会長)

第5 協議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(協議会)

第6 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

(事務局)

第7 協議会の事務を処理するため、事務局を長野県公衆衛生専門学校に置く。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。